

青森県報

号外第四十一号

平成二十二年
五月十七日
(月曜日)

目次

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) ……

訓 令

行政経営推進室設置規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) ……

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十六号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「秘書課、税務課及び防災消防課」を「総務学事課、市町村振興課、財産管理課及び工事検査課」に、「人事課、総務学事課、市町村振興課、財産管理課及び工事検査課」を「秘書課、人事課、税務課及び防災消防課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年五月十八日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第二十四号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

行政経営推進室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

行政経営推進室設置規程の一部を改正する訓令

行政経営推進室設置規程(平成十三年十二月青森県訓令甲第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「財政課」を「人事課」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年五月十八日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭